

I 建設業許可の制度

1 建設業法の目的 —法第1条—

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の目的は、大きく分けて二つあります。

その第一は、手抜き工事、粗雑工事などの不良工事を防止するとともに、更に積極的に適正な施工を実現して、発注者の保護を図ることです。

第二は、建設業の健全な発達を促進することです。建設業は、住宅、道路、上下水道、学校、事務所、工場等の個人生活や社会生活の基盤となる諸施設の整備を担う重要な産業で、国民経済と深く関わっています。この建設業が調和のとれた産業として発達することは、公益的にも必要です。

これら二つの目的は、相互に密接な依存関係に立つもので、共に公共の福祉の増進に寄与することを理念としています。

さらに、法は、以上の二つの目的を達成する手段として、次の二つのことを示しています。

その第一は、建設業を営む者の資質の向上です。具体的な方策として建設業の許可制があり、また、施工技術の確保と向上を図るための技術検定制度があります。

第二は、建設工事の請負契約の適正化です。発注者と請負人、元請負人と下請負人の間に交わされる請負契約をより公正かつ平等にすることによって、請負人、特に下請負人の保護を図ろうとするものです。具体的には、請負契約の原則の明示、契約書の記載事項の法定、一括下請負の禁止の制度等があります。

そのほか、法の目的を達成するため、建設工事紛争審査会の設置、建設業者の経営事項審査制度並びに建設業者及び建設業者団体に対する指導監督の制度があります。

このように、法は、単に建設業者に対して指導監督を行うだけでなく、積極的に指導育成し、建設業の健全な発達を促進することを目指しています。

2 建設業の許可と種類

(1) 建設業とは ——法第2条——

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。

ここでいう請負とは、当事者的一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束する契約のことをいいます。雇用、委任、建売住宅の売買などとは考え方が異なるため御注意ください。

(2) 許可を必要とする者 ——法第3条——

建設業を営もうとする者は、下表に掲げる工事（軽微な工事）を除き、全て許可の対象となり、建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

● 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建築一式工事 以外の建設工事	1件の請負代金が500万円 ^(注) 未満の工事（消費税込み）
建築一式工事で右の いずれかに該当する もの	(1) 1件の請負代金が1,500万円 ^(注) 未満の工事（消費税込み） (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150m ² 未満の工事 (主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)

(注) ① 一つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

② 注文者が材料を提供する場合は、市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが上記の請負代金の額となります。

(3) 許可の種類 ——法第3条——

- ア 国土交通大臣許可 …… 二つ以上の都道府県に営業所がある場合
- イ 知事許可 …… 一つの都道府県のみに営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でも行うことができます。例えば、東京都知事から許可を受けた建設業者は、東京都内の本支店のみで営業活動を行えますが、その本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他の道府県でも行うことができます。

大臣許可に該当するかどうか不明な場合は、国土交通省関東地方整備局に御相談ください。

※「営業所」とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。最低限の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等、什器備品を備えていることが必要です（P6参照）。

(4) 建設工事と建設業の種類

※土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、500万円以上（消費税込み）の専門工事を単独で請け負うことはできません。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない。）、公道下の下水道（上水道は含まない。）、農業・かんがい水道工事を一式として請け負うもの
建	建築一式工事	建築工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	建築確認を必要とする新築及び増改築
大	大 工 工 事	大工工事業	木材の加工若しくは取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左 官 工 事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又は貼り付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的又は準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮縫切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事（『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」以外のもの）、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石 工 事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、屋根一体型の太陽光パネル設置工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事）、太陽光発電設備の設置工事（『屋根工事』以外のもの）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、（配水管）
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は貼り付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取り付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又は貼り付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 (※建築系の防水のみ)	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、畳、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事 ※組立て等をする機械器具の設置工事のみ。 ※他工事業種と重複する種類のものは、原則として、その専門工事に分類される。	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事（ガスタービンなど）、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建工具事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事において建設される目的物について、それのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 ※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	工作物解体工事

※解体工事業は、平成28年6月1日から追加されました。実務経験等については、経過措置もありますので、P67～71を参照してください。

3 営業所の要件 ——法第3条——

確認資料は、P50～52参照

営業所とは、本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、一般的には次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 外部から来客を迎えること、建設工事の請負契約締結等の実体的な業務を行っていること。
 - (2) 電話、机、各種事務台帳等を備えていること。
 - (3) 契約の締結等ができるスペースを有し、かつ、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分されているなど独立性が保たれていること。
 - (4) 営業用事務所としての使用権原を有していること（自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること（住居専用契約は、原則として、認められません。））。
 - (5) 看板、標識等で外部から建設業の営業所であることが分かるように表示であること。
 - (6) 経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（建設工事の請負契約締結等の権限を付与された者）が常勤していること。
 - (7) 専任技術者が常勤していること。
- * したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。
- * 申請書の受付後に、営業所の要件を満たしているか、立入調査を行うことがあります。
- * 許可通知書の郵送については、P15を確認してください。

4 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）——法第3条——

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業とに区分されています（同一業種について、一般と特定の両方の許可は受けられません。別業種であれば可能です。）。

特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、次のように法令上特別の資格や義務が課せられています。

(1) 下請契約金額の制限（平成28年6月1日から施行）

発注者 (施主)	元請 ※工事の全部又は一部を下請に出す場合の下請契約金額の制限 (消費税込み)	下請 (一次)
特定建設業	一般建設業	
①4,000万円以上 (建築一式は6,000万円以上) (複数の下請業者に出す場合は、その合計額)	①4,000万円未満 (建築一式は6,000万円未満) ②工事の全てを自分(自社)で施工	*二次以降の下請に対する下請契約金額の制限はありません。

※ 契約書等において、事前に発注者(施主)の承諾を得た場合以外は、工事の全部を下請に出すことはできません（法第22条）。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）では、公共工事における一括下請が禁止されておりますので、御注意ください。

なお、一括下請の禁止は二次以降の下請にも同様に適用されます。

(2) 専任技術者について

(P8の表及びP11(2)オ・カ参照)

(3) 財産的基礎について

(P11(4)参照)

5 許可の有効期間（5年間）（平成6年12月28日から施行）——法第3条——

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が、日曜日等の行政庁の閉庁日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けた時と同様の手続により更新の手続を取らなければなりません。手続を取らなければ期間満了とともに、許可はその効力を失い、軽微な工事を除き営業をすることができなくなります。許可通知書に許可の有効期間、更新申請を行う場合の書類提出期限の記載がありますので、御参照ください（軽微な工事は、P2参照）。

なお、更新申請が受理されていれば、有効期間の満了後であっても許可等の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

6 東京都知事に係る建設業許可の基準（許可を受けるための要件）

——法第7条・法第8条・法第15条——

許可を受けるためには、次の資格要件を備えていることが必要です（下表参照）。

- ・経営業務の管理責任者が常勤でいること（P10(1)参照）。
- ・専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること（P10(2)参照）。
- ・請負契約に関して誠実性を有していること（P11(3)参照）。
- ・請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること（P11(4)参照）。
- ・欠格要件等に該当しないこと。

（許可基準の表）

項目	一般建設業	特定建設業
1 経営業務の管理責任者	<p>——法第7条第1号——</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業（業種）に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>ロ イと同等以上の能力を有するものと認められた者 (平成29年6月26日国土建第117号「経営業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html) 参照)</p> <p>① 許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者</p> <p>a 経営業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験（事前に相談してください。）</p> <p>b 6年以上経営業務を補佐した経験（事前に相談してください。）（※2）</p> <p>② 許可を受けようとする建設業以外の建設業（業種）に関し6年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者</p> <p>③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者</p>	<p>——法第15条第1号——</p>
2 専任技術者	<p>——法第7条第2号——</p> <p>許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者</p> <p>イ 学校教育法（P10〈参考〉参照）による高校（旧実業学校を含む。）指定学科卒業後5年以上、大学（高等専門学校・旧専門学校を含む。）指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者</p> <p>ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。）</p> <p>ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者</p> <p>（下記「指定学科」につきP60-61表参照）</p> <p>① 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者</p> <p>② P62～65表又はP70表の資格区分に該当する者</p> <p>③ 学校教育法（P10〈参考〉参照）による専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの</p> <p>④ 学校教育法による専修学校指定</p>	<p>——法第15条第2号——</p> <p>同 左</p> <p>イ P62～65表又はP70表の資格区分◎に該当する者</p> <p>ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（左欄参照）し、かつ、元請として消費税を含み4,500万円以上の工事（平成6年12月28日前にあっては消費税を含み3,000万円、さらに、昭和59年10月1日前にあっては1,500万円以上）に関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者</p> <p>ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者</p> <p>指定建設業（P11(2)カ参照）については、上記のイ又はハに該当する者であること。</p>

		学科卒業後5年以上の実務経験を申請に基づき認めた者 ⑤ その他、国土交通大臣が個別の有する者	
3 誠実性	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがある明らかな者ではないこと。	——法第7条第3号—— 法人・役員等、個人事業主、建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・支店長・営業所長等)が左に該当すること。	——法第15条第1号—— 同 左
4 財産的基礎等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のこと(P11(4)参照)。	——法第7条第4号—— 次のいずれかに該当すること。 ① 自己資本が500万円以上あること。 ② 500万円以上の資金調達能力があること。 ③ 直前5年間東京都知事許可を受けて継続して営業した実績があり、かつ、現在東京都知事許可を有していること。	——法第15条第3号—— 次の全ての要件に該当すること。 ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。 ② 流動比率が75%以上であること。 ③ 資本金が2,000万円以上であること。 ④ 自己資本が4,000万円以上あること。
5 その他	欠格要件等	——法第8条—— 欠格要件(主な欠格要件は以下のとおり)に該当するものは、許可を受けられません。 1 許可申請書若しくは添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。 2 法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人、支店長、営業所長等)が、次の要件に該当しているとき。 ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ② 精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(施行規則第8条の2) ③ 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者 ④ ③に該当するとして聴聞の通知を受け取った後、廃業の届出をした場合、届出から5年を経過しない者 ⑤ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき、あるいは請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥ 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑦ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑨において「暴力団員等」という) ⑨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

大臣許可については「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html)を参照してください。

(※1) 「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする(事前に相談してください。)。

(※2) 経営業務を補佐した経験とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験をいう(事前に相談してください。)。

(1) 「経営業務の管理責任者」の要件

「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上、対外的に責任を有する地位（法人の役員又は委員会設置会社における執行役、個人事業主又は建設業法施行令第3条に規定する使用人等）にあって、建設業の経営業務について総合的に管理・執行した経験をいいます。

「経営業務の管理責任者」は常勤であることが必要です。「常勤」とは、原則として本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に毎日所定の時間中、その職務に従事していることをいいます。

ア 2以上の業種の許可を申請する場合は、当該業種について、それぞれ許可基準の表1-イの基準を満たしている者がいること、又はいずれかの業種について、許可基準の表1-ロ②の基準を満たしている者がいることが必要です。事前に相談してください。

イ 同表1-ロ①bは、個人事業主の死亡等により、実質的な廃業となること（許可要件が満たされなくなること。）を救済する場合等に適用する基準です。詳細は、係員に御相談ください。

ウ 「経営業務の管理責任者」は、建設業の他社の技術者及び他の法令により専任性を要するとされる管理建築士、宅地建物取引士等と兼ねることはできません。ただし、同一法人で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

(2) 「専任技術者」の要件

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいいます。

ア 2以上の業種の許可を申請する場合で、技術者の資格表（P62～65・70）の各基準を満たす者がいる場合、同一営業所内であれば当該業種の「専任技術者」を兼ねることができます。

イ 「経営業務の管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。

ウ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び他の法令により専任性を要するとされる管理建築士、宅地建物取引士等と兼ねることはできません。ただし、同一法人で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

エ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事（業種）に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は実務経験に含まれません。

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件

高等学 校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 + 実務経験5年
中等教育学 校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大短期大学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 + 実務経験3年
高等専門学 校	学科、専攻科	
専修学 校	専門課程、学科	指定学科卒業 + 実務経験5年（専門士、高度専門士であれば3年）

※ 指定学科についてはP60～61参照。各種学校は含まれません。

（注） 実務経験で2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。

期間を重複させることはできません（2業種を申請する場合は20年以上必要です。）。

実務経験要件の緩和（異なる業種間での実務経験の振替え）は事前に相談してください。

オ 特定建設業許可で必要になる「指導監督的実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、元請として工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

カ 次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「**指定建設業**」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

(3) 「誠実性」

ア 「不正な行為」——請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等、法律に違反する行為

イ 「不誠実な行為」——工事内容、工期等、請負契約に違反する行為

なお、建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者は、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者として取り扱います。

(4) 「財産的基礎等」

◎ 一般建設業の財産的基礎

ア 「自己資本」とは、法人では貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額をいい、個人では期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

イ 「資金調達能力」については、取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書（証明日（「〇月〇日現在」）後1か月以内有効）により判断します（P20（注11）参照）。

◎ 特定建設業の財産的基礎

ア 申請時直近の確定した貸借対照表（定時株主総会の承認を得たもの）において、下表の①から④までの全ての事項に該当していることが必要です。（決算期末到来の場合でも作成）

イ 個人の場合は、決算期が未到来の場合のみ、4,000万円以上の預金残高証明書（証明日の「〇月〇日現在」後1か月以内有効）を提出してください（P20（注11）参照）。

ウ 欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金（資本剰余金合計）、利益準備金及びその他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、要件を満たしていますので計算式を使う必要はありません。

（特定建設業の計算式）

事 項	法 人	個 人
① 欠損比率	繰越利益剰余金の負の額－（資本剰余金＋利益準備金＋その他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く。））	事業主損失－（事業主借勘定－事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備金）
	資 本 金 ×100≤20%	期 首 資 本 金 ×100≤20%
② 流動比率	流動資産合計 流動負債合計 ×100≥75%	流動資産合計 流動負債合計 ×100≥75%
③ 資本金額	資 本 金≥2,000万円	期 首 資 本 金≥2,000万円
④ 自己資本	純 資 產 合 計≥4,000万円	（期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定＋利益留保性の引当金＋準備金≥4,000万円）